学生・教職員 各位

国立大学法人上越教育大学長 (危機管理対策本部 本部長) 林 泰 成

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症への対応 について(通知)

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更されます。

この変更に合わせ、5月8日以降は、下記の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針」等を廃止し、新型コロナウイルス感染症対策のための制限を撤廃いたします。(詳細は別紙のとおり。)

なお、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更されますが、感染症が終息する わけではありませんので、今後は個人や事業者が自主的に判断して感染症対策を実施するこ ととなります。引き続き、こまめな手洗い、室内の換気などの基本的な感染対策に努め、マ スクの着用については場面に応じた脱着の判断をお願いいたします。

記

1 本学が定めた指針等の廃止

- ○新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針
- ○新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学主催事業実施基準
- ○上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について
- ○新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い
- ○令和5年4月1日からの新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

2 基本的な感染対策

基本的な感染対策については、新潟県ホームページ「5類移行に伴う対応等の報道機関向け説明資料について」の「3.ブリーフィング(令和5年4月25日実施)」を参照ください。

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/578071_1620826_misc.pdf

3 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学生については季節性 インフルエンザと同様に出席停止となります。教職員についても出勤されないようお願い いたします。

発熱症状など体調不良がある場合には、医療機関を受診又は抗原検査キットを用いて感染をチェックし、陽性が確認されたときは、必ず保健管理センター (TEL:025-521-3642)に連絡するとともに、学生については授業担当の教員にも欠席の連絡をしてください。

担当:総務課副課長(総務担当)

電 話 025-521-3212 メール houki@juen.ac.jp

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類感染症への変更後の対応

1 体調不安や症状がある場合は自宅で療養するか医療機関を受診すること 発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状が出てきた場合には、無理せず自宅で療養し、加え て体調がよくないときは医療機関を受診すること。

【本学の対応】

- 〇発熱症状など体調不良がある場合には、医療機関を受診又は抗原検査キットを用いて 感染をチェックし、陽性が確認されたときは、必ず保健管理センターに連絡する とともに、学生については授業担当の教員にも欠席の連絡をする。
- 〇学生については、学校保健安全法第 19 条による「出席停止」 教職員については、出勤せずに自主的に休むよう勧奨
- 2 その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施 マスク着用を呼びかけられている場面では、できるだけ着用に応じる。外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしておくこと。

【本学の対応】個人が自主的に判断して実施

3 手洗い等の手指衛生

食事前、トイレの後、家に帰った時などには、まず手を洗う。手洗いは 20~30 秒程度 かけて流水と石鹸で丁寧に洗うこと。石鹸がなくても同様の時間をかけて丁寧に洗う。

【本学の対応】個人が自主的に判断して実施

4 換気

【本学の対応】個人が自主的に判断して実施

- 5 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保 【本学の対応】個人が自主的に判断して実施
- 6 入館時の検温 【本学の対応】廃止(当分の間は継続)
- 7 手指消毒液の設置 【本学の対応】廃止(当分の間は継続)
- 8 パーテーションの設置 【本学の対応】各部署の判断による
- 9 院生研究室利用者の氏名・利用時間等の記録 【本学の対応】廃止
- 10 毎日の健康観察と発熱等の報告フォームによる報告 【本学の対応】廃止
- 11 飲食を伴う会合 【本学の対応】特に制限しない